

## 令和6年度うきは市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

### 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、本市における障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進を図ることを目的として策定する。

### 2 適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関とする。

### 3 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、次に掲げるとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援又は生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

カ 小規模作業所

(2) 障がい者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障がい者多数雇用事業所

(ア) 障がい者の雇用者数が5人以上

(イ) 障がい者の割合が従業員の20パーセント以上

(ウ) 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30パーセント以上

(3) 在宅就業障がい者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ 在宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

### 4 調達目標

令和6年度の調達目標は、調達額が前年度を上回ることを目標とする。

### 5 調達の推進方法

(1) 福祉事務所は、市の全ての機関に対して、障害者優先調達推進法及びこの方針の周知・啓発を図るとともに、障がい者就労施設等から調達可能な物品や請負可能な役務の情報を収集し、情報提供を行うものとする。

(2) 市の全ての機関は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及びうきは市契約規則（令和元年6月28日規則第17号）の規定に基づき、予算の適正な執行に留意しつつ、随意契約による調達の推進に努めるものとする。

(3) 障がい者就労施設等がその特性により調達から不当に排除されないよう、調達に係る競争への参加の機会の確保に留意するものとする。

(4) 物品等の発注は、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等の特性に配慮した仕様及び納期の設定に努めるものとする。

## 6 公表

調達方針及び調達実績は、市ホームページにより公表する。